

バス路線に関する生活交通の維持・確保に関する方策について

千葉県バス対策地域協議会印旛分科会

乗合バス事業については、平成14年2月の改正道路運送法の施行に伴い、需給調整規制は廃止され、事業への参入・退出等の規制が緩和されました。

これにより、交通需要の少ない地方部における乗合バス路線については、不採算路線からの退出の加速が懸念され、地域住民の皆様にとって真に必要な生活交通の確保に支障を来すことが危惧されています。

このため、千葉県では、「千葉県バス対策地域協議会」（県、国、市町村及びバス事業者で構成）を設け、さらに各地域振興事務所及び交通計画課に「分科会」を設けて、地域のニーズに応じた具体的な生活交通確保のための方策を協議し、「地域間幹線系統確保維持計画」を策定することとしております。

このたび印旛分科会では、バス事業者から協議の申出のあった路線について協議を行い、「地域間幹線系統確保維持計画」等について公表及び意見募集を行いました。この結果、次のとおり「地域間幹線系統確保維持計画」として策定しましたのでお知らせします。

令和6年5月20日（月）

印旛分科会事務局 〒285-8503 佐倉市鏑木仲田町8-1
千葉県印旛地域振興事務所 企画課内
電話番号 043-483-1111

別記第7号様式

千葉県バス対策地域協議会第1回分科会協議結果総括表（成田佐原線）

分科会名： 印旛分科会

令和7年度の運行に係る協議

協議年月日：令和6年3月7日

協議路線			協議申出内容 (実施予定年月日)	関係 市町村	協議結果 (路線存続意向、運行の具体策等)	備考
事業者名	路線名	起点・終点 (経由地)				
千葉交通 株式会社	成田佐原線	京成成田駅・佐原粉 名口車庫(来光台)	国県補助を受けて 運行を維持する。 (令和6年10月1日～ 令和7年9月30日)	成田市 香取市	生活路線として必要であり、国及び県の補助を受けて運行を維持する。 また、関係市及び事業者で路線を維持するための施策を実施していく。 (補助対象期間 令和6年10月1日～令和7年9月30日)	
		京成成田駅・佐原駅 (来光台)				
		京成成田駅・佐原粉 名口車庫(大栄工業 団地)				
		京成成田駅・佐原駅 (大栄工業団地)				

令和7年度地域間幹線系統確保維持計画

○事業に係る目的・必要性、目標・効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目 標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
1	千葉交通（株）	成田佐原線	京成成田駅・佐原粉名口車庫 (来光台)	<ul style="list-style-type: none"> ・大栄地域住民の通勤、通学、買い物 ・佐原高校、佐原白楊高校、成田方面の高校への通学手段 ・佐原駅及び成田駅等交通結節点への交通手段 	令和6年度と比較して収支率1%以上改善	検索サイト会社に時刻表のデータ提供を実施し、スマートフォンでの行先検索を容易にし、利便性向上を図る。	令和6年10月以降実施	千葉交通（株）
						市ホームページ上で、時刻表や割引制度等のバス利用促進に係る情報提供を実施する。	令和6年10月以降実施	香取市
						中学校卒業予定者へ公共交通の利用促進チラシを配布する。	令和6年10月以降実施	香取市
						公共交通ガイドマップを作成し、観光施設や中学・高校へ配布する。	令和6年10月以降実施	香取市
						高校進学等を控えた市内の中学3年生に対し、バスの時刻表等の情報を掲載したリーフレットを配布し、バス利用の促進を図る。	令和6年10月以降実施	成田市
						公共交通マップを作成し、市ホームページ等で周知することで、バス利用の促進を図る。	令和6年10月以降実施	成田市

記入要領

1. 系統を維持する目的・必要性を具体的に記載する。（例：〇〇病院への通院、〇〇への買い物、〇〇学校への通学等に必要である）
 2. 目標の指標及び目標値は、「事業評価を通じた地域公共交通確保維持改善事業の効果的実施に向けて ガイダンス」を参考に記載する。
 3. 目標を達成するための具体的な取組を記載すること。
- ※「2. 定量的な効果・目標」及び「3. 目標を達成するために行う事業」には、平成29年4月28日国土交通省総合政策局長・自動車局長通達「地域間幹線系統における生産性向上について」を踏まえ、数値目標の設定及び生産性向上の取組を含めること。